

社団法人日本福祉車両未来研究会

【ニュース】2016_06_20

「両親を離婚させるしか…」

介護費倍増、揺らぐ中流

両親に離婚してもらうしかないのかも知れない…。東京都内の男性会社員（44歳）は、こんなことを真剣に考えている。

脳出血で半身マヒになった母（80歳）は最も重度な要介護5。4年待った末、東京23区内の特別養護老人ホームで2年前から暮らす。

その特養からの請求額が昨夏（2015年）以降、はね上がった。食費や部屋代に介護保険の自己負担分なども含め、月約8万円から約17万円に倍増。両親の年金は月約28万円だが、実家の借地料は月8万円近く、一人暮らしをする父（75歳）の医療費や社会保険料の負担も重い。男性は毎月4万円の仕送りを始めたが、なお足りない。

負担が増えたのは、介護保険制度の改正で昨年（2015年）8月から施設の食費・居住費の補助（補足給付）を受けられる条件が厳しくなったため。母は特養の住所で住民票登録をしており、実家の父と「世帯分離」をしている。これまで非課税世帯とみなされた母は補助を受けられていたが、制度改正によって世帯が別でも配偶者が住民税の課税世帯なら補助の対象外になった。

自治体の生活相談窓口では、担当職員から「国にはもう財源がない。生活プランを見直して欲しい」と言われ、在宅介護も勧められた。男性は住宅ローンや教育費を抱え、仕送りはギリギリ。**両親を離婚させて再び補足給付を受けるしか手段がない**と思いつ悩み、弁護士とも相談している。

「いくら財政が厳しいと言っても、利用料がいきなり倍なんて尋常じゃない」

住民税が非課税の世帯も一定の預貯金があれば、補足給付を受けられなくなった。厚生労働省によると、昨年（2015年）8月末の補足給付の認定数は約90万件で、前月末の約120万件から一気に減った。制度改正の影響が大きいとみられる。

金沢市で二つの特養を運営する「やすらぎ福祉会」の酒井秀明さんによると、昨年（2015年）夏の一連の介護保険制度見直しで計144人の入居者の3割ほどで負担が増えたという。「中間層でも生活がギリギリになる人がいる。『払える人が負担する』という制度の趣旨を超えていて、**負担増の線引きがこれでいいのか疑問だ**」

その特養の個室に入居する認知症の女性（88歳）も夫（80歳）と「世帯分離」をしている。夫の年金収入で補助の対象外となり、施設利用料は月約7万円値上がりして約14万円に。合計月23万円余りの夫婦の年金だけでは足りず、貯金を取り崩すようになった。

20歳で上京して電線会社で長年働き、定年後に故郷の金沢に戻った夫は「アベノミクスで成長って言われても、こんな負担増が続けばいずれ暮らししが成り立たなくなる」と嘆く。守り続けてきた「中流」の暮らしの揺らぎを感じている。

〒460-0006
愛知県名古屋市中区葵1丁目27番3号
染木第2ビル4階403号室
社団法人日本福祉車両未来研究会
電話 052-937-2941
FAX 052-937-2940
Mail info@294mirai.com
<事務局 吉川 剛>

会員企業名

〒239-0842 横須賀市長沢6丁目30番4号
有限会社ヤマヨ久保田商会
電話 046(849)3210
FAX 046(849)7147